

輸入事後調査の概要



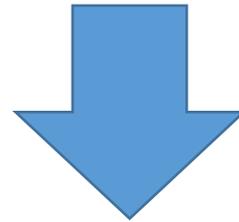
名古屋税関 調査部
特別関税調査官（第1担当）

1. 輸入事後調査の目的とその方法	P2
2. 原則的な課税価格の決定方法	P7
3. 帳簿書類の保存義務等	P14
4. 令和6事務年度における輸入事後調査状況	P22

1. 輸入事後調査の目的とその方法

1. (1) 輸入事後調査の目的

- 輸入貨物の通関後における税関による税務調査
- 輸入された貨物に係る納税申告が適正に行われているか否かを事後的に確認
- 不適正な申告はこれを是正
- 輸入者に対する適切な申告指導を行う



適正な課税を確保

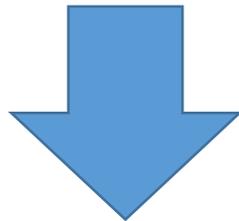


1. (2) 輸入事後調査の方法

- 貨物の輸入通関後、各税関の事後調査職員が、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類等を調査
- 必要な場合には取引先や関係先等についても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認



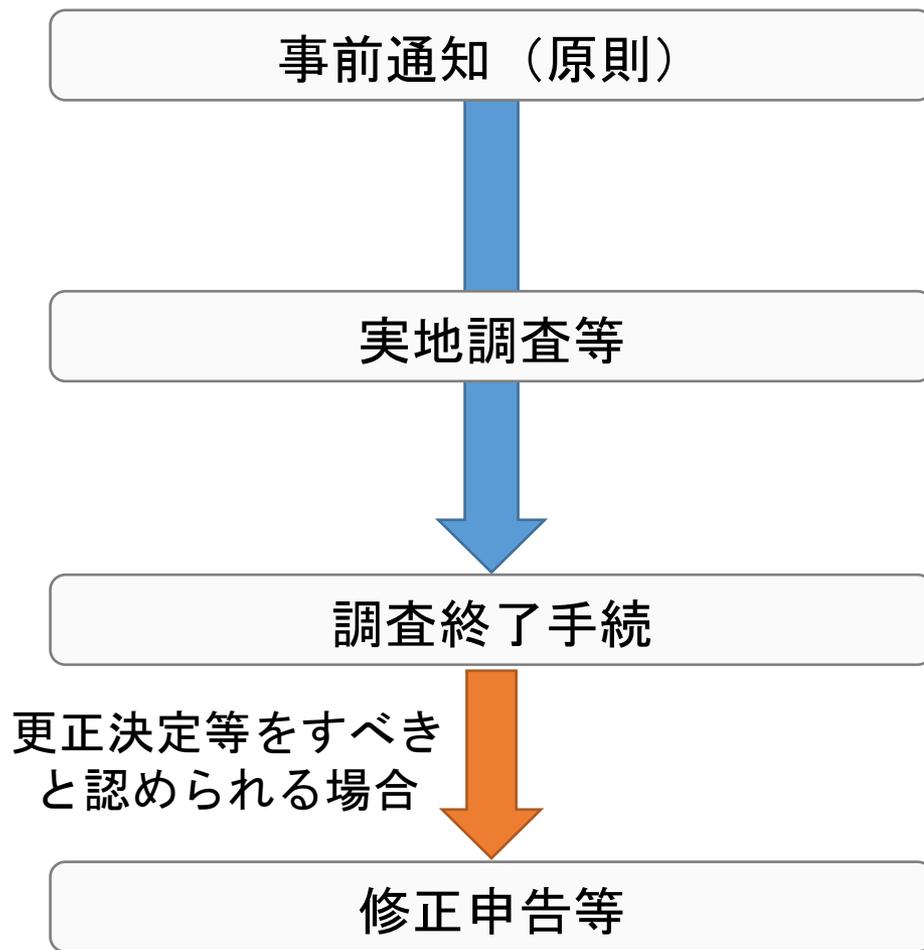
関税関係帳簿



関税関係書類

調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告を行うか、税関長が税額等を更正すること等により、不足税額等を納付していただく

1. (3) 輸入事後調査の流れ



税関から輸入者へ通知

- 調査を実施する旨
- 調査開始日時
- 対象税目
- 対象期間 等

- 更正決定等をすべきと認められない場合、その旨を書面により通知
- 更正決定等をすべきと認められる場合、調査結果の内容等を説明し、その旨を記載した書面を交付

1. (4) 加算税について

●過少申告加算税（関税法第12条の2）

納税申告があった後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして修正申告等行われた場合、原則として、増加した税額の10%が課されます。

また、税関の調査事前通知を受けた日の翌日以降、更正予知前に修正申告が行われた場合は、増加した税額の5%が課されます。

●重加算税（関税法第12条の4）

適正かつ公平な課税を確保するため、隠蔽又は仮装を伴う悪質な事案に対して過少申告加算税等よりも重い負担を課すものであり、平成17年10月に導入されたものです。

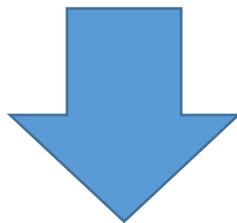
過少申告加算税が課される場合で、納税義務者が課税価格等の基礎となる事実について隠蔽又は仮装行為を行い、それに基づいて納税申告をしていたときは、過少申告加算税に代え、基礎となるべき税額の35%が課されます。

2. 原則的な課税価格の決定方法

2. (1) 原則的な課税価格の決定方法

関税定率法第1条（趣旨）

この法律は、関税の税率、関税を課する場合における課税標準及び関税の減免その他関税制度について定めるものとする。



関税定率法第4条（課税価格の決定の原則）

現実支払価格

+

加算要素

=

輸入貨物の課税価格

2. (2) 現実支払価格①

●現実支払価格（関税定率法第4条第1項本文）

輸入貨物につき、買手により売手に対し又は売手のために行われた又は行われるべき支払の総額

(1) 仕入書（インボイス）価格

(2) 仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素

①仕入書価格のほか、輸入貨物の価格の一部の別払いある場合

②売手が第三者に対して負っている債務を買手が弁済することを考慮して仕入書価格が設定されている場合

③売手が買手に対して負っている債務との相殺を考慮して仕入書価格が設定されている場合

(3) 控除すべき費用等

仕入書価格に現実支払価格を構成しない要素が含まれている場合には減額する（ただし、額が明らかなものに限る）

2. (2) 現実支払価格②

【紹介】仕入書価格以外の現実支払価格の構成要素（別払い）の事例

輸入許可後に輸出者等から原材料費や人件費などの追加請求をうけ、これを支払っていた場合、この追加で支払った金額は修正申告が必要となるケースがあります。

税関の事後調査において申告漏れが判明した場合には、加算税の対象となることがあります。



2. (3) 加算要素①

●輸入港までの運賃等（関税定率法第4条第1項第1号）

輸入貨物が輸入港までに到着するまでの運送に関する運賃、保険料、その
た当該運送に関する費用

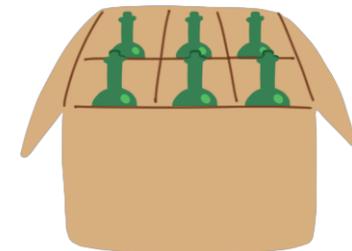


●輸入取引に関し買手により負担される次の費用等（関税定率法第4条第1項第2号）

イ. 仲介その他の手数料（買付手数料を除く）

ロ. 輸入貨物の容器の費用

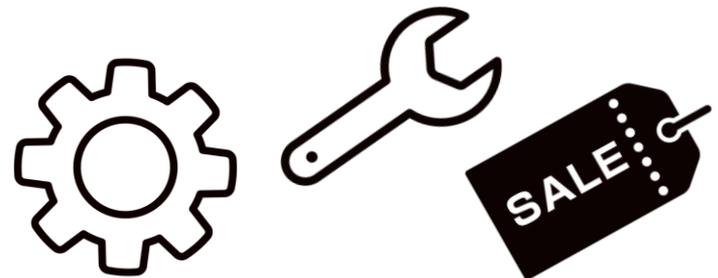
ハ. 輸入貨物の包装に要する費用



2. (3) 加算要素②

●輸入貨物の生産又は輸入取引に関連して買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち、次のものに要する費用
(関税率法第4条第1項第3号)

- イ. 輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
- ロ. 輸入貨物の生産のために使用された工具、鋳型又はこれらに類するもの
- ハ. 輸入貨物の生産の過程で消費された物品
- ニ. 輸入貨物の生産に必要とされた技術、設計、考案、工芸及び意匠であって本邦以外において開発されたもの



2. (3) 加算要素③

●ロイヤルティ又はライセンス料（関税定率法第4条第1項第4号）

輸入貨物に係る特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及び著作隣接権並びに特別の技術による生産方式その他のロイヤルティ又はライセンス料の支払いの対象となるものの使用に伴う対価で、当該輸入貨物の輸入取引の条件として、買手により直接又は間接に支払われるもの

●売手帰属収益（関税定率法第4条第1項第5号）

輸入貨物の処分又は使用による収益で直接又は間接に売手に帰属するものとされているもの

3. 帳簿書類の保存等

3. (1) 帳簿書類の保存義務について

輸入者は、輸入した貨物に関する品名、数量及び価格等を記載した帳簿を備え付け、帳簿及び関係書類等を保存することが義務付けられています。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	輸入の許可を受けた貨物の品名・数量・価格、仕出人の氏名又は名称、当該許可の年月日及び許可書の番号を記載したもの	7年間 (輸入の許可の日の翌日から起算)
書類	輸入の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して輸入の許可に関する申告の内容を明らかにする書類 ※ 輸入申告に際して税関に提出したものを除く	5年間 (輸入の許可の日の翌日から起算)
電子取引の取引情報	電子取引を行った場合における当該電子取引の取引情報	5年間 (輸入の許可の日の翌日から起算)

(注1) 関税関係帳簿に記載すべき事項の全部又は一部が関税関係書類又は輸入の許可書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の関税関係帳簿への記載を省略することができます。関税関係帳簿への記載を省略した場合における関税関係書類又は輸入の許可書の保存期間は7年間です。

(注2) 特例輸入者に係る特例申告貨物についても同様に関税関係帳簿書類及び電子取引の取引情報を保存する必要があります(関税法第7条の9)。 その場合における保存期間は、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から起算します。

出典： 税関HP掲載(帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要)

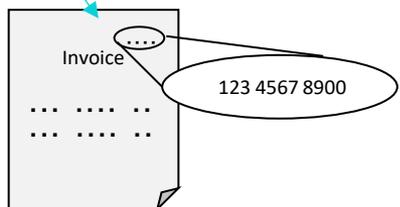
3. (2) 帳簿書類の整理の方法

関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類は、その関係が輸出入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理して保存することとされています。

【例1】

- 帳簿に記載されている許可書の番号を書類に付す方法

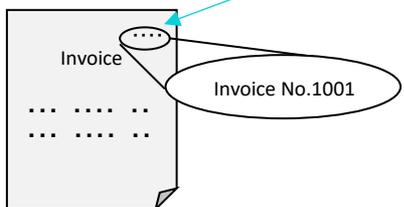
許可年月日	許可書番号	仕出人	品名	数量	価格
2022/11/1	123 4567 8900	*****	*****	**	***



【例2】

- 帳簿と書類の双方に共通した番号（仕入書番号、契約書番号等）を付す方法

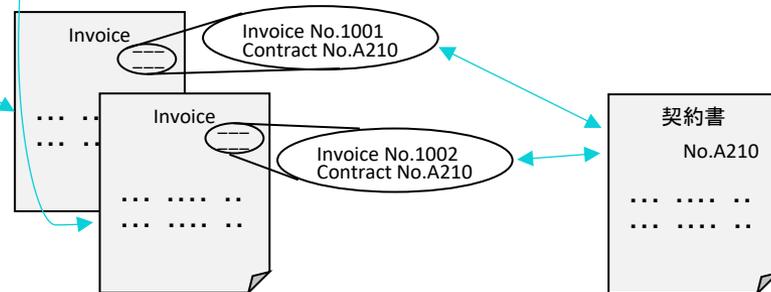
許可年月日	許可書番号	仕出人	品名	数量	価格	仕入書番号
2022/11/1	*****	*****	*****	**	***	1001



【例3】

- 他の書類を確認することにより帳簿の記載事項に関連する書類が確認できるようにする方法

許可年月日	許可書番号	仕出人	品名	数量	価格	仕入書番号
2022/11/1	*****	*****	*****	**	***	1001
2022/11/3	*****	*****	*****	**	***	1002



出典： 税関HP掲載（帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要）

3. (3) 電子データによる保存

種類	作成方法	保存方法		
		原則	特例	
帳簿	自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	オリジナルの電子データ	電子計算機出力マイクロフィルム (COM)
	その他 (手書きなど)	オリジナルの紙		
書類	発行(控) 自己が最初から一貫してコンピュータで作成	出力した紙	オリジナルの電子データ	電子計算機出力マイクロフィルム (COM)
	受領 その他	オリジナルの紙	スキャンした電子データ	
電子取引の取引情報		電子データ	出力した紙	電子計算機出力マイクロフィルム (COM)

(注) 一定の要件あり。

出典： 税関HP掲載（帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要）

3. (4) 過少申告加算税の軽減措置

- 関税関係帳簿について、優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録等による保存等を行っている
- 本措置の適用を受ける旨を記載した届出書を、あらかじめ税関長に提出している
- その関税関係帳簿に記載された事項に関し修正申告等があった場合



過少申告加算税が5%軽減

(注1) 優良な電子帳簿の要件については、「帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要」をご覧ください。

(注2) 届出書「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」(税関様式C-9300)については、税関ウェブサイトでご確認下さい。

(注3) 輸入貨物に係る消費税についても、同様の措置が整備されています。

出典： 税関HP掲載 (帳簿書類の保存義務と電子データによる保存の概要)

3. (5) 実際にあった問い合わせ①

質問

輸入者から、これまでは書面に印刷した輸入許可書を帳簿の代わりとしていたが、今後は輸入許可書をPDFのまま保存することで帳簿の代わりとしたいと相談があった。注意すべき点を教えてほしい。

回答

- 輸入許可書を電磁的記録により受領した場合には、電磁的記録による保存が可能です。 【令和7年6月 財務省・税関 帳簿書類の保存義務と電子データによる保存一問一答 問80参照】
- 輸入許可書を電磁的記録で保存した場合であっても、保存期間は7年間となります。
- 税関職員による電磁的記録の提示・提出の要求に対応できるような形での保存をお願いします。

3. (5) 実際にあった問い合わせ②

質問

輸入者が、通関業者から通関関係書類を電子データで受け取った場合、「電子取引の取引情報」の保存要件を満たすよう保存すればよろしいでしょうか。

回答

送受信した電子メールに、貨物の取引に関して受領し、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準する書類に通常記載される事項が含まれているのであれば、「電子取引の取引情報」に該当しますので、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件に基づき保存をお願いします。

【令和7年6月 財務省・税関 帳簿書類の保存義務と電子データによる保存一問一答 問65参照】

3. (5) 実際にあった問い合わせ③

質問

通関業者のポータルサイトから輸入者がダウンロードする書類は、電子取引情報に該当しますか。また、通関業者が書面をスキャンしてポータルサイトにアップロードしているところ、輸入者がこのデータをダウンロードする場合、スキャナ保存の要件を満たす必要がありますか。

回答

ポータルサイトを利用して書類を受領する場合は、電子取引情報に該当します。書類の授受についてポータルサイトを利用する場合は、相手方と直接取引情報を授受するものでなくても、データをアップロードし、そのデータを双方で共有するものが一般的ですので、双方でデータを共有するものも取引情報の授受にあたり、電子取引に該当します。

【令和7年6月 財務省・税関 帳簿書類の保存義務と電子データによる保存一問一答 問60参照】

また、輸入者は書面をスキャナしていませんので、スキャナ保存の要件を満たす必要はありません。

4. 令和6事務年度における輸入事後調査状況

4. (1) 輸入事後調査の最近の動向①

調査者数と追徴税額

事務年度	R 2 事務年度	R 3 事務年度	R 4 事務年度	R 5 事務年度	R 6 事務年度
調査者数	715	1,484	3,312	3,576	3,609
非違者数	600	1,118	2,437	2,678	2,690
非違率	83.9%	75.3%	73.6%	74.9%	74.5%
申告漏れ価格	630億6,743万円	591億920万円	884億9,259万円	1,201億1,717万円	1,390億7,156万円
追徴税額	66億9,715万円	64億5,560万円	98億1,733万円	134億5,170万円	157億799万円

(注1) 事務年度：その年の7月から翌年6月までの1年間

(注2) 追徴税額：納付不足税額と加算税額とを合算したもの

4. (1) 輸入事後調査の最近の動向②

納付不足額が多い上位5品目

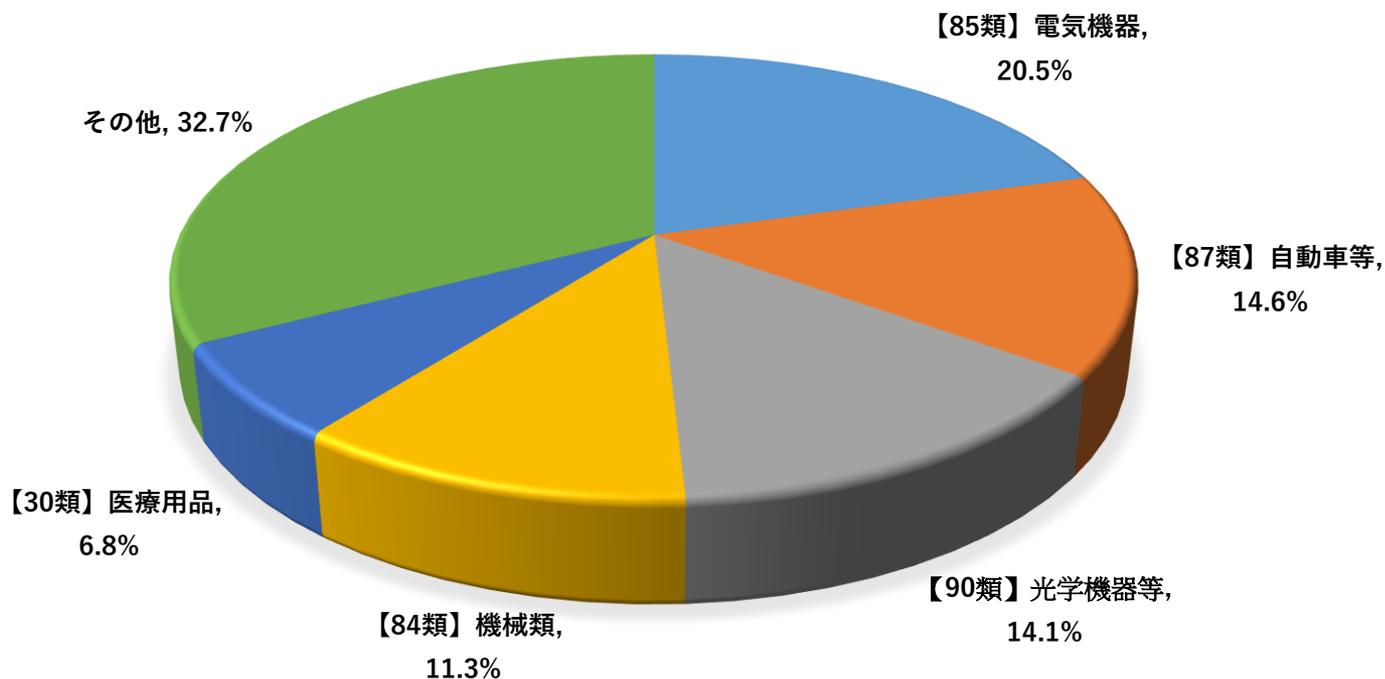
順位	R 2 事務年度	R 3 事務年度	R 4 事務年度	R 5 事務年度	R 6 事務年度
1	【90類】光学機器等	【85類】電気機器	【90類】光学機器等	【90類】光学機器等	【85類】電気機器
2	【85類】電気機器	【90類】光学機器等	【87類】自動車等	【85類】電気機器	【87類】自動車等
3	【84類】機械類	【30類】医療用品	【85類】電気機器	【84類】機械類	【90類】光学機器等
4	【17類】糖類	【87類】自動車等	【84類】機械類	【30類】医療用品	【84類】機械類
5	【62類】織物衣類	【84類】機械類	【64類】履物類	【87類】自動車等	【30類】医療用品

(注1) 事務年度：その年の7月から翌年6月までの1年間

(注2) 分類は、関税率表（関税定率法の別表）に従い、品目は当該分類の主なものを記載。関税率表は、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）附属書品目表（HS品目表）に基づいて作成。

4. (2) 輸入事後調査の実施結果①

令和6事務年度における納付税額の不足が多かった品目は、電気機器、自動車等、光学機器等、機械類、医療用品であり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約67%を占めています。



4. (2) 輸入事後調査の実施結果①

第85類の電気機器について

第 85 類

電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び付属品

総 説

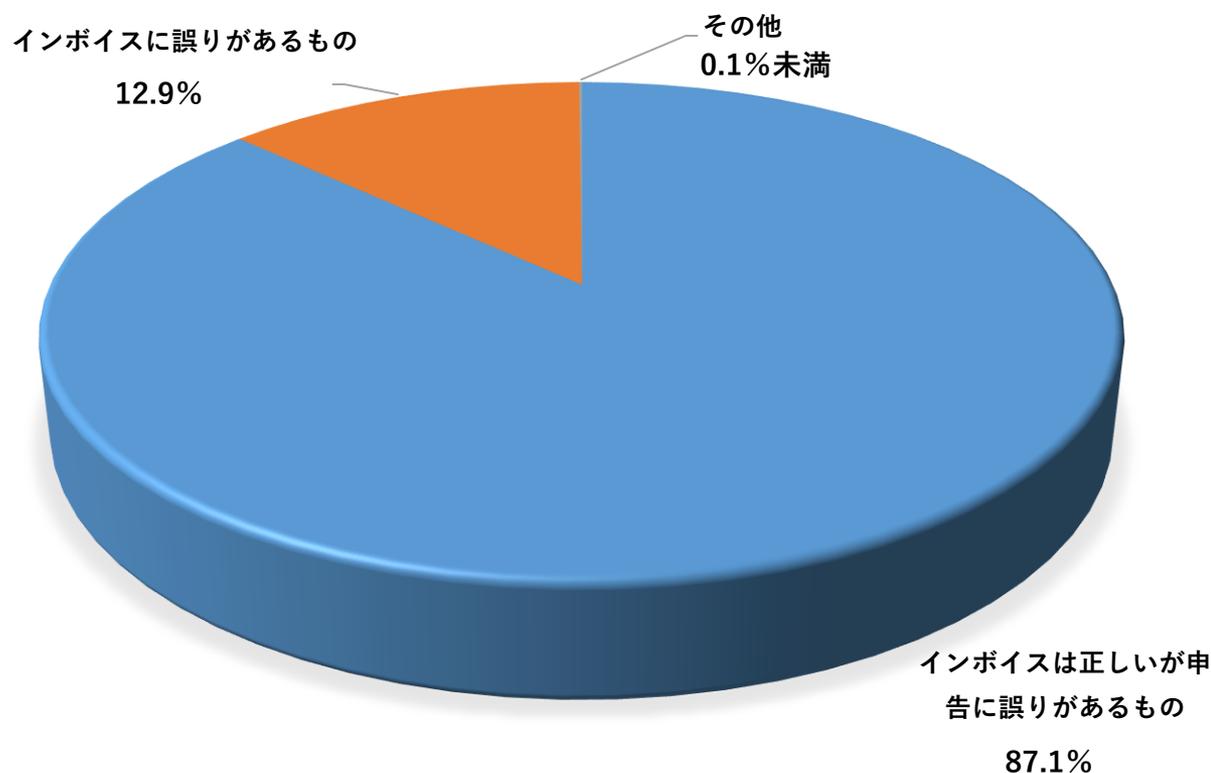
(A) 類の範囲及び構成

この類には、次の物品を除き、すべての電気機器を含む。

- (a) 84類に属する種類の機器（たとえ電気式のものであっても84類に属する。84類総説参照）及び
- (b) 全体としてこの部から除かれる種類の物品（16部の総説参照）
84 類の規定に反し、この類の物品は、陶磁製又はガラス製の物品であっても70.11項のガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品を除くほか、この類に属する。
 - (1) 電気の発生、変換又は蓄積に使用される機器（例えば、発電機、トランスフォーマー等（85.01 から85.04まで）、一次電池（85.06）及び蓄電池（85.07））
 - (2) ある種の家庭用機器（85.09）並びにかみそり、バリカン及び脱毛器（85.10）
 - (3) 電氣的な特性又は効果によって作動するある種の機器（例えば、電磁気効果、発熱特性等により作動するもの（85.05、85.11から85.18まで、85.25から85.31まで及び85.43））
 - (4) 録音機、音声再生機、録画機及び映像の再生機並びにこれらの機器の部分品及び付属品（85.19 から85.22まで）

4. (2) 輸入事後調査の実施結果②

申告漏れ等が発生した要因を見てみると、インボイスは正しいが申告に誤りがあるものが約87%を占めています。



4. (3) 主な申告漏れ等の事例①

輸入者が無償提供した部材の申告漏れ

輸入者Aは、X国の輸出者からCPU基板を輸入していました。Aは、輸入貨物に組み込まれる部材を輸出者に無償で提供していました。本来、無償提供に要した費用は課税価格に含めるべきものでしたが、Aは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、不足していた課税価格は11億3,912万円、追徴税額は1億2,579万円でした。

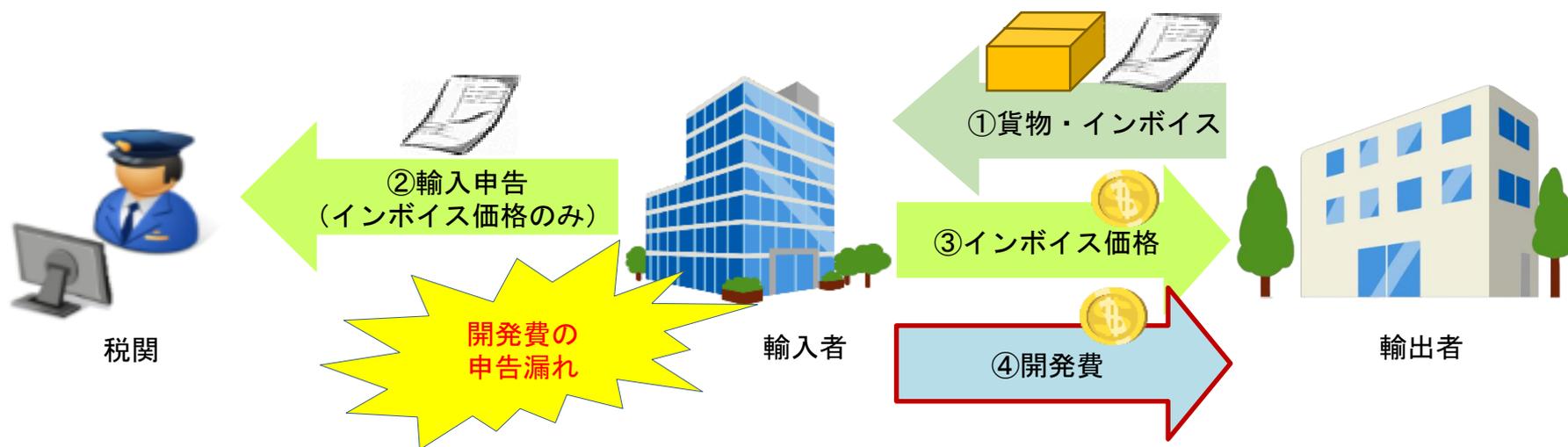


4. (3) 主な申告漏れ等の事例②

輸入貨物に係る開発費の申告漏れ

輸入者Bは、Y国の輸出者から産業用ロボット等を輸入していました。Bは輸出者に対し、輸入貨物に係る開発を依頼し、当該開発に係る費用を支払っていました。本来、この開発費は課税価格に含めるべきものでしたが、Bは課税価格に含めずに申告していました。

その結果、不足していた課税価格は6億7,259万円、追徴税額は7,220万円でした。

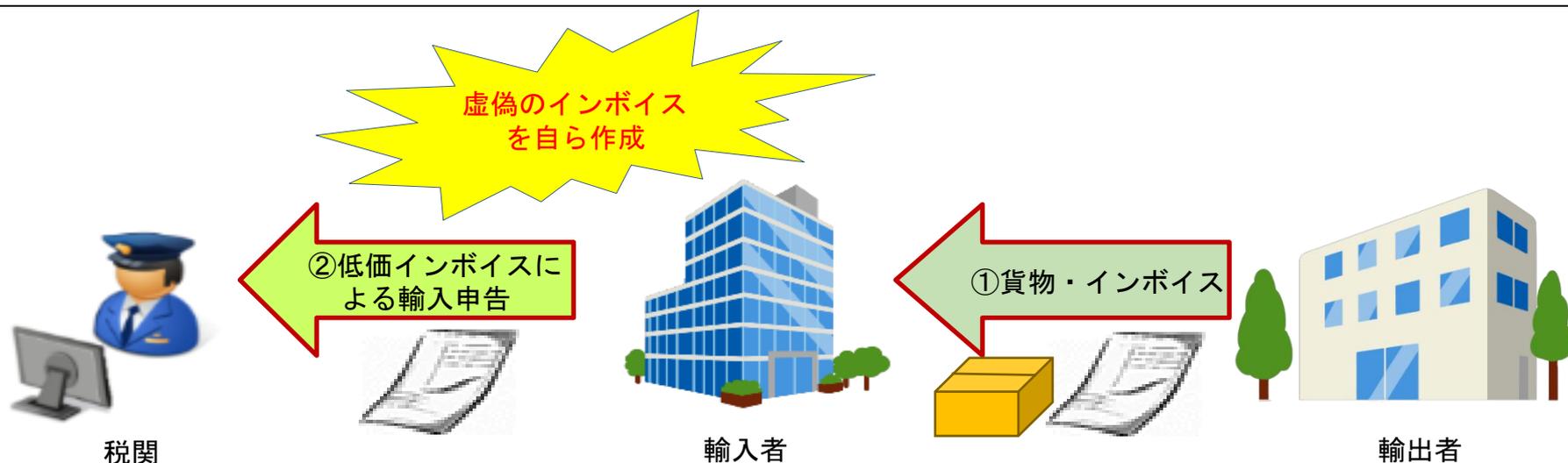


4. (3) 主な申告漏れ等の事例③

輸入者が自らインボイスを改ざん

輸入者Cは、X国の輸出者からペットボトル原料を輸入していました。Cは、自ら正規の価格よりも低い価格に書き換えたインボイスを作成し、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・偽装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は1億952万円、追徴税額は2,134万円（うち重加算税569万円）でした。



4. (3) 主な申告漏れ等の事例④

輸出者と通謀して虚偽のインボイスを作成

輸入者Dは、Y国の輸出者から中古バイクを輸入していました。Dは、輸入申告前に正規の価格を認識していましたが、輸出者と通謀して、取引価格よりも低い価格を記載した虚偽のインボイスを輸出者に作成させ、課税価格の計算の基礎となる事実を隠蔽・仮装して、当該インボイスに基づき申告していました。

その結果、不足していた課税価格は7,129万円、追徴税額は960万円（うち重加算税247万円）でした。



【輸入事後調査による非違事例】

税関HPに掲載（ULRは以下のとおり）

<https://www.customs.go.jp/shiryo/jigochousahii.pdf>

【総合窓口】

名古屋税関 調査部 特別関税調査官（第1担当）

TEL：052-654-4186

FAX：052-654-4233

Mail：nagoya-chosa-tokucho1@customs.go.jp



ご清聴ありがとうございました

